

子育て応援割に関する利用規約

「子育て応援割」(以下「本プラン」といいます。)は、浜松ケーブルテレビ(以下「当社」といいます。)が指定する条件を満たした場合に割引が適用される料金プランです。

第1条(適用条件)

以下の全ての条件に該当するお客様を対象とします。

- (1) 当社インターネットサービス「光1Gコース」を契約していること。
- (2) 契約が個人契約であること。
- (3) 契約者が、申込み時点で18歳以下の子供の親権者または扶養義務者であること。
- (4) 対象となる子供の年齢と家族関係を証明できる書類^{※1}を提示すること。

※1 提示する書類と当社契約者の氏名・住所が同一であること、子供の情報が契約者と同姓、同一住所であることを確認させていただきます。

以下のいずれかの書類をご提示ください

- マイナンバーカード(表面)
- 母子手帳(「出生届出済証明」ページ)
- 資格確認書
- 住民票／戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)／戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)の場合は、発行より3か月以内のもの

※本人確認書類等に表示されている機微情報(本籍地、臓器提供意思確認欄・病歴等)や健康保険証の保険者番号および被保険者等記号・番号(QRコード含む)等は黒塗り(マスキング)したうえで提出してください。

第2条(割引内容)

当社が定める通常の利用料金から以下の割引を行います。

契約内容	割引料金(月額)
ひかりネット 光1G	-880円
ひかりテレビ(ウィンディコースを除く) ^{※2 ※3}	-220円
ひかりプラスホーム	-1,100円

※2 ひかりネット 光1Gの契約が必要です。

※3 ひかりネット 光1Gの契約と同時に申込みの場合のみ220円の割引が適用されます。ただし、既にひかりテレビ(ウィンディコースを除く)に加入している場合は、当プラン申込みで220円の割引が自動で適用されます。

※表記の金額は税込価格です。

第3条(割引適用期間)

課金開始月から5年間(60か月間)。ただし、既に当社ひかりネットに加入している場合、本プランを申込み後第1条に定める適用条件を満たしていることを確認された日が属する月の翌月の1日から起算して5年間(60か月間)とします。

※61か月目以降は自動的に通常料金へ移行します。

第4条(解除条件)

以下のいずれかに該当する場合、本プランの適用を終了します。

- (1) 第1条第1号および第2号に定める適用条件を満たさなくなった場合。
- (2) 申告内容に虚偽があった場合。

第5条(その他特記事項)

- (1) 本利用規約に定めなき事項に関しては、「ウィンディひかりネット 加入契約約款」および「ウィンディひかりテレビ 加入契約約款」を適用するものとします。
- (2) 本プランは、1世帯につき1回限り適用可能です。第3条に定める割引適用期間を満了せず本プランを解除となった場合も1回とみなします。
- (3) 当社は、本利用規約を予告なく変更する場合があります。この場合、本プランの適用条件は、変更後の利用規約によるものとします。
- (4) 本プランは、予告なく廃止または内容が変更となる場合があります。これによりお客様に何らかの損害が生じた場合でも、当社は責任を負いません。
- (5) 本プランは、その他期間限定キャンペーンまたは割引等と併用できない場合があります。

附則 この規約は2026年2月1日より施行します。